

障害者任免状況の公表について（令和5年6月1日時点）

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第40条第2項の規定に基づき、障害者である職員の任免状況について以下のとおり公表します。

法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率 (法定雇用率)	不足数
173.5人	3.0人	1.73% (2.6%)	1人

※なお、障害の種類・程度等の区分ごとの人数については、障害者の数が少なく、他の情報と照合し、又は各年ごとの数字を比較すること等により、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認される恐れがあることから、公表はしていません。